

利根町飲食店等経営支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、かつ、企業活動に支障が生じている町内の飲食店、飲食料品卸売業及び飲食料品小売業（以下「飲食店等」という。）に対して、企業活動の維持又は継続のための支援として、予算の範囲内において、利根町飲食店等経営支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、利根町補助金等交付規則（平成5年利根町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する、大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76－飲食店に該当する飲食店をいう。
- (2) 飲食料品卸売業 日本標準産業分類大分類I－卸売業、小売業のうち中分類52－飲食料品卸売業に該当する飲食料品卸売業をいう。
- (3) 飲食料品小売業 日本標準産業分類大分類I－卸売業、小売業のうち中分類58－飲食料品小売業に該当する飲食料品小売業をいう。

(助成金の使途)

第3条 助成金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、仕入れに係る費用その他の企業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(助成金交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 申請日において、1年以上継続して町内で飲食店等を主たる事業として営むものであること。ただし、支店又はフランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）は除く。
- (2) 助成金受領後も企業活動を継続する意欲があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、1月（令和3年1月から令和3年3月までの任意の月）の売上高等が、平成31年1月から平成31年3月までの同月又は令和2年1月から令和2年3月までの同月（以下「比較対象月」という。）と比較して20パーセン

ト以上減少していること。

- (4) 利根町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 営業に関して、必要な許認可等を取得していること。
- (6) 町民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がないこと（徴収が猶予されているものを除く。）。
- (7) 令和元年分の確定申告書における，事業の収入金額等の1月当たりの平均額が，法人格を有する者にあつては15万円以上，法人格を有しない者にあつては10万円以上であること。
- (8) 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金を受給していないこと，また，今後も受給する予定がないこと。

（助成金の額及び助成額の限度）

第5条 助成金の額は，令和3年1月から令和3年3月までの任意の月の売上高等と比較対象月の売上高等と比較して減少した売上高等の金額に3を乗じた額（千円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，30万円を限度とする。

2 補助金の交付は，同一の飲食店等につき，1回限りとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）

は，令和3年5月31日までに利根町飲食店等経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 町長は，前条の規定による申請があつたときは，その内容を審査し，助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は，前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは，利根町飲食店等経営支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により，当該申請者に通知するものとする。

3 町長は，第1項の規定により助成金の交付を決定したときは，速やかに当該申請者に，助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は，前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けたものが，偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは，当該助成金の交付決定を取り消し，既に交付した助成金があるときは，その全部を返還させることができる。この場合において，町長は，利根町飲食店等経営支援助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第4号）により当該申請者に通知す

るものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第6条関係)

| | |
|-------------------|---|
| 法人 | (1) 誓約書及び同意書 (様式第2号) (2) 令和元年分又は令和2年分の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し (確定申告書別表一には收受印が押されていること。また、税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字された「受信通知」を添付すること。但し、收受印、受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書その2所得金額用でも代用することができる。) (3) 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し (4) 口座振替依頼書 (5) 通帳の写し (6) その他町長が必要と認める書類 |
| 個人事業主 (青色申告の者) | (1) 誓約書及び同意書 (様式第2号) (2) 令和元年分又は令和2年分の確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控えの写し (確定申告書第一表には收受印が押されていること。また、税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字された「受信通知」を添付すること。但し、收受印、受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書その2所得金額用でも代用することができる。) (3) 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し (4) 口座振替依頼書 (5) 通帳の写し (6) 本人確認書類の写し (7) その他町長が必要と認める書類 |
| 個人事業主 | (1) 誓約書及び同意書 (様式第2号) |

| | |
|-----------------|---|
| <p>(白色申告の者)</p> | <p>(2) 令和元年分又は令和2年分の確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の代わりとなる月別の売上高等が確認できるもの(確定申告書第一表には收受印が押されていること。また、税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字された「受信通知」を添付すること。但し、收受印、受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書その2所得金額用でも代用することができる。)</p> <p>(3) 減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し</p> <p>(4) 口座振替依頼書</p> <p>(5) 通帳の写し</p> <p>(6) 本人確認書類の写し</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p> |
|-----------------|---|